

使用料の見直しについて

1 使用料の見直しにあたって

市では、使用料の見直しにあたり、合併協定項目「N0.16 使用料・手数料の取扱い」に基づき、受益者負担が生ずる全ての「市民サービス」を対象に見直しを行うこととし、その適正な負担（料金）を定めるにあたっては、下記の5項目を基本的な考え方とし、料金の見直し・改定作業にあたることとしました。

また、合併前の旧4市町毎に異なっている施設使用料、減免の取扱いについても、再編・統一を図ることとしました。

合併協定項目（使用料、手数料等の取扱い）

新市における施設については、すべて有料を基本とし、規模・利用形態が同様な使用料については、合併後3年を目途に、新市において現行北見市の算定基準をもとに地域の実情を配慮した中で段階的に調整する。 ↑

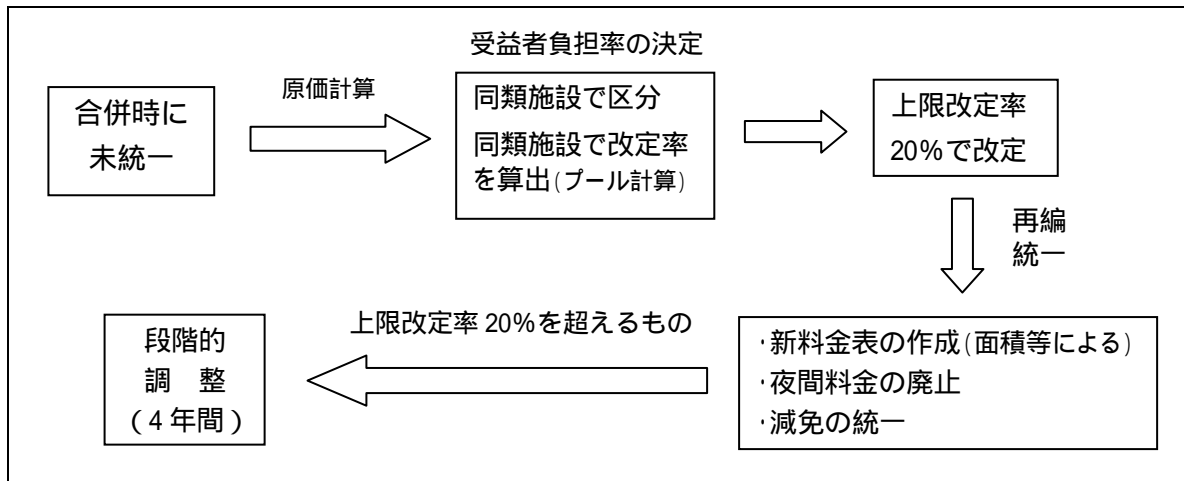
原価計算方式

↑
段階的調整（4年間）

使用料見直しの5原則（第2次北見市財政健全化計画）

- ・原価計算で行う。
- ・公費負担及び受益者負の範囲を明確にし、**類似施設間の受益者負担率**を旧北見市の考え方に統一する。
- ・激変緩和のため、**上限改定率を20%**として試算する。
- ・積算した結果、**現行料金より下回る施設**については**下回る額**とする。
- ・旧3町の施設の減免率については、**旧北見市の減免の考え方**に統一する。

改定イメージ（使用料関係）



【参考】手数料は合併時に料金統一済。今回、原価計算により上限改定率20%で改定を行う。

2 原価計算の考え方

下記により受益者負担の対象となる適正な原価を求めることとしました。

過去3年間(H19~H21)の決算額により、施設運営に係る平均経費を算定。
平均経費(物件費)・基準人件費などにより、使用面積1㎡・使用時間1h
当りの原価を求める。

3 受益者負担の割合について

受益者負担については、「原価 - 公費負担 = 受益者負担」として、算定すること
となりますが、受益者負担については「全面的に公費負担とするもの」から「全
面的に受益者負担とするもの」まで、さまざまな事例があります。

このため、使用料(利用料金)については、受益者が当該施設から受ける基本
的なサービスの内容、形態、質及び量等の差を反映させる必要があることから、
各施設ごとに一定の負担割合を設けて、その割合に対応したコストを受益者の負
担としました。

【判断基準の考え方】

市民生活上の基礎的サービスか、基礎的以上のサービスであるか。

市民生活に必要なサービスか、選択的なサービスか。

福祉性の高いサービスか。

便益が広く、市民に及ぶサービスか、特定の者に及ぶサービスか。

民間等との競合的サービスか。

公営企業的なサービスか。

【受益者負担率表】

区 分	受益者 負担率	判 断 基 準	常呂自治区の具体的な 事例(施設名)
1) 全部を公費負担と するもの	0%	・基礎的サービス ・必需的サービス ・福祉サービス	道路・公園・学校・老人いこ いの家など
2) 大部分を公費負担 とするもの	25%	・基礎的以上のサービス ・必需的サービス	火葬場
3) 公費と受益者で負 担とあうもの	50%	・選択的サービス ・広く市民に及ぶサービス ・民間との競合性もあるサービス	中央公民館・スポーツセンター・ 高齢者コミュニティセンター・手 工芸の館など
4) 大部分を受益者負 担とするもの	75%	・より選択的なサービス ・民間との競合的なサービス	森林公園パークゴルフ場・ サロマ湖ワッカネイチャーセンター
5) 全面的に受益者負 担とするもの	100%	・便益が特定されるサービス ・民間と競合するサービス ・公営企業的なサービス	墓地・市営浴場・市営バス・ 市営住宅など

4 同類施設の体系化について

市民が使用する際の負担の公平性を確保するため、設置の趣旨・目的等が同じ施設について、統一した使用料（利用料金）体系とします。

5 減免の統一について

減免率については、全市民がどこの施設を利用しても同じサービスが受けられるよう、旧北見市の減免の考え方に統一するものとししました。

また、独自で改定となる施設にあっても旧北見市に準じた形で改正します。

6 段階的調整について

見直し・統一作業において上限改定率 20%を上回る金額の増がある場合には、合併調整方針に基づき 4 年間をかけて段階的調整を行います。

【激変緩和の考え方】

改定前の使用料（利用料金）に次の額を加算した額とします。

初年度	改定前使用料と改定後使用料の差額の 1 / 4 の額
2 年目	改定前使用料と改定後使用料の差額の 2 / 4 の額
3 年目	改定前使用料と改定後使用料の差額の 3 / 4 の額
4 年目	基準使用料（利用料金）

7 新使用料（利用料金）の単位

料金単価が 1,000 円未満の場合 10 円単位

料金単価が 1,000 円以上の場合 100 円単位

8 見直しの周期について

使用料については、社会経済情勢の変化、財政状況などの推移を見ながら、概ね 4 年をその周期として、見直しを行うよう努めることとします。

使用料改定対象施設一覧【常呂自治区内】

H22.9.3現在

【積算により改定する施設】

所管課	区分	施設名	【使用料改定】対象区分等	経過措置	【使用料改定】説明会対象団体	説明会実施状況(実績・予定等)		
1	市民環境課	住民センター	常呂日吉会館	集会室、和室1、和室2、調理室	あり			
2	市民環境課	住民センター	常呂福山高齢者コミュニティセンター	第1研修室、第2研修室、第1集会室、第2集会室	あり			
3	市民環境課	住民センター	常呂富丘高齢者コミュニティセンター	研修室、集会室、調理実習室、実習室	あり	住民センター関係町内会	9月上旬	
4	市民環境課	住民センター	常呂豊川地域農村環境改善センター	ホール、第1研修室、第2研修室、第3研修室、調理実習室	あり	町内会長連絡会議	9月下旬	
5	市民環境課	住民センター	常呂西町生活改善センター	研修室、和室、調理室	あり			
6	公民館	公民館	常呂町中央公民館	大講堂、講座室、和室、小会議室	あり	・公民館運営審議会(常呂自治区選出委員) ・(常呂地区)公民館運営協議会、社会教育推進会議 ・社会教育関係団体、公民館利用団体	・8月25日 ・(未定) ・9月3日PM7時～ / 9月6日PM3時～ (会場:公民館)	
7	生涯学習課	公民館	常呂町多目的研修センター	大ホール、小ホール、和室1、和室2、調理実習室、実習室、研修室A、研修室B、視聴覚室	あり	社会教育関係団体、研修センター利用団体	9月3日PM7時～ / 9月6日PM3時～ (会場:公民館)	
8	生涯学習課	体育センター	常呂町スポーツセンター	【専用使用】 アリーナ ・アマチュア・・・入場料【有/無】 ・その他の催し・・・入場料【無】[非営利/営利] ・その他の催し・・・入場料【有】[非営利/営利] プレールーム	【個人使用】 普通使用、回数券(10枚、20枚、30枚) ・中学生以下、高齢者及び障がい者 無料 ・高校生、大学生 ・一般	あり	常呂町体育協会、常呂町ミニバレーボール協会、常呂スケート少年団、常呂町バレーボール協会、常呂町空手道連盟、常呂町柔道少年団、かき島太鼓、常呂中学校、常呂高校	
9	生涯学習課	ドーム施設	常呂屋内多目的競技場	【専用使用】 ・アマチュア ・その他催し	【個人使用】 ・中学生以下、高齢者及び障がい者 無料 ・高校生、大学生 ・一般	あり	常呂町体育協会、常呂町野球連盟、各野球少年団、常呂町サッカー協会、常呂Jr.FC、常呂町テニス協会、常呂町ゲートボール協会、常呂中学校、常呂高校	
10	生涯学習課	児童館	常呂児童館	遊戯室、集会室、図書室、クラブ室		あり	スポーツ関係施設説明会開催時に併せて説明	9月1日PM7時～ / 9月2日PM7時～ (会場:多目的)
11	生涯学習課	プール	北見市常呂町健康温水プール	【専用利用】 ・全館	【個人利用】 一回券、回数券(10枚、20枚、30枚) ・中学生以下、高齢者及び障がい者 無料 ・高校生、大学生 ・一般	「あり」 (個人一般) その他は「無」	常呂町体育協会、常呂水泳少年団、錦水水泳少年団	スポーツ関係施設合同説明
12	生涯学習課	野球場	常呂町野球場	・アマチュア一般(1時間)・・・入場料【有/無】 ・アマチュア学生(1時間)・・・入場料【有/無】	・その他の催し(1時間)・・・入場料【有/無】	あり(入場料「無」のみ)	常呂町体育協会、常呂町野球連盟、各野球少年団、常呂中学校	
13	生涯学習課	総合グラウンド	常呂町運動広場	・アマチュア一般(1時間)・・・入場料【有/無】 ・アマチュア学生(1時間)・・・入場料【有/無】	・その他の催し(1時間)・・・入場料【有/無】	あり(入場料「無」のみ)	常呂町体育協会	
14	生涯学習課	総合グラウンド	常呂町運動広場(サブグラウンド)	・アマチュア一般(1時間)・・・入場料【有/無】 ・アマチュア学生(1時間)・・・入場料【有/無】	・その他の催し(1時間)・・・入場料【有/無】	あり(入場料「無」のみ)	常呂町体育協会、常呂町サッカー協会、常呂Jr.FC、常呂中学校、常呂高校	
15	産業課	パークゴルフ場	常呂森林公園パークゴルフ場(54ホール)	・1回券・・・[高校生以上/中学生以下] ・回数券・・・[高校生以上]	・シーズン券・・・[高校生以上/中学生以下] ・クラブ券・・・[高校生以上/中学生以下]	なし	常呂パークゴルフ協会	9月上旬

【独自で改定する施設】

所管課	区分	施設名	【使用料改定】対象区分等	経過措置	【使用料改定】説明会対象団体	説明会実施状況(実績・予定等)		
16	文化財課	博物館	とこる遺跡の館	・個人【一般/高校・大学生/市外小中学生、高齢者、障がい者】 ・団体【一般/高校・大学生/市外小中学生、高齢者、障がい者】10名以上 (個人・団体共通)市内小中学生、高齢者、障がい者:無料	なし	社会教育委員(常呂選出)、地区公民館運営協議会	8月25日PM7時～(会場:多目的)	
17	生涯学習課	スポーツ施設	カーリングホール	【市内】 一回券、回数券(10枚、20枚、30枚) ・中学生以下 ・高校生、大学生 一般	【市外】 一回券、回数券(10枚、20枚、30枚) ・中学生以下 ・高校生、大学生 一般 【物品利用】	なし	常呂町体育協会、常呂カーリング倶楽部、常呂高校	9月1日PM7時～ / 9月2日PM7時～ (会場:多目的)
18	産業課	工房	手工芸の館工房	1回券、回数券、定期券(1ヶ月)、定期券(2ヶ月)・・・それぞれ【市内/市外】	なし	常呂町手工芸の館協力員	9月上旬	
19	産業課	観光施設	サロマ湖ワッカネイチャーセンター	貸し自転車、貸し自転車(子供用)	なし	なし		
20	産業課	バーベキューハウス	常呂森林公園バーベキューハウス	1人当たり(幼児を除く) 料金改定積算表にも記載	なし	なし		

対象外施設:【市民環境課】「常呂町市営浴場」...(北海道統制料金のため)

【市民環境課】「火葬場」...(市外料金のみ改正により、市民に影響しないため)

【保健福祉課】「老人いこいの家」...福祉関係団体等(個人含む)については原則無料化のため影響なし(現行:全額減免)。但し、目的外使用については使用料を規定(住民センター料金と同一)